障害者支援施設サン未来

指定共生型通所介護事業所 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して通所介護サービス(共生型)を提供します。事業所の概要、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り 説明いたします。

目 次

1.	サービスを提供する事業者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	利用事業所について2
3.	提供するサービスの内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.	利用料金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5.	利用料、利用者負担額等の請求、支払い方法について・・・・・4
6.	サービスの提供にあたり・・・・・・・5
7.	衛生管理等・・・・・・・5
8.	緊急時の対応方法について・・・・・・・5
9.	事故発生時の対応方法について・・・・・・・・5
	非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
	相談、苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
	虐待の防止について・・・・・・・・・・7
	秘密の保持と個人情報の取り扱いについて・・・・・・7
	心身の状況の把握・・・・・・・7
	居宅介護支援事業者との連携・・・・・・・・・・・・・8
	サービス提供の記録・・・・・・・・・8
	その他事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
18.	協力医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
19.	業務継続計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

社会福祉法人瑞祥会 障害者支援施設サン未来 当事業所は介護保険の事業所指定を受けています。 (高松市指定 第 3770111650 号)

1 指定通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 瑞祥会
代表者氏名	理事長 樫村 恵子
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	香川県東かがわ市湊 1183 番地 5 法人本部 TEL0879-25-0674
法人設立年月日	昭和 58 年 3 月 15 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	障害者支援施設サン未来
介護保険指定事業所番号	3770111650
事業所所在地	香川県高松市新田町甲 2717 番地 1
連 絡 先相談担当者名	TEL 087-818-1080 管理者(施設長)堀川 明紀 生活相談員 岩崎 祥之 ※指定生活介護サービス管理責任者兼務
事業所の通常の 事業の実施地域	高松市、三木町、さぬき市において事業所から片道 30 分以内
利 用 定 員	1日あたり60名(※施設入所者52名を除いた残り8名の枠内にて実施)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、 適切な指定共生型通所介護を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消並びに心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的負担の軽減を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から金曜日(祝日営業)。但し12月29日~1月3日までを除く。	
営	業時	間	午前8時から午後5時30分まで。	

(4)サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から金曜日(祝日営業)。但し、12月29日~1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前9時から午後5時まで。

(5)事業所の職員配置 (※指定生活介護事業所と兼務)

職	職員数	人員数
管理者	1人	常勤職員 1 人 他施設管理者と兼務
生活相談員	1人	常勤職員 1 人
看護師・准看護師 (看護職員)	常勤換算3人	障害福祉事業所の基準人員に準ずる
介護職員	常勤換算14人	障害福祉事業所の基準人員に準ずる
機能訓練指導員 (作業療法士)	常勤換算 1.4人	障害福祉事業所の基準人員に準ずる
栄養士	2名	常勤職員 2人 (内1人 管理栄養士)
調理員	1 0名	常勤職員 1人、非常勤 9人
事務職員	1 名	常勤職員 1人

3 提供するサービスの内容

3 佐供りる	リーに入の内谷	
サービ	ス区分と種類	サービスの内容
通所介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅	への送迎	車いす車両にてご自宅と事業所までの間の送迎を行います。 道路事情等により送迎時間に差異が生じる場合があります。
健康チェッ	ク	利用到着時の血圧、体調観察を実施します。
	食事の提供及び 介助	食事形態、栄養状態やアレルギー等に配慮した食事を提供します。食事介助が必要な利用者に対し介助を行います。
日常生活	入浴の提供及び 介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・ 部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
上の世話	排せつ介助	個々の状況に応じ、排泄介助を要する利用者支援を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対し、更衣介助を行います。
	移動·移乗介助	個々の状態に応じ、移動、車いす等へ移乗介助を行います。

	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の
	加架开助	お手伝い、服薬の確認を行います。
	日常生活動作を	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常
	通じた訓練	生活動作を通じた訓練を行います。
機能訓練	レクリエーショ	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌
17戌月已 訓末	ンを通じた訓練	唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用し	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づ
	た訓練	き、器械・器具等を使用した訓練を行います。

4 利用料金について

- (1) 料金表(別表 1) に示す介護報酬告示上の額に基づき、利用者の要介護度に応じサービス 利用料金について、利用者の介護保険被保険者証等に記載された負担割合に応じた自己 負担分の金額をお支払いいただきます。
- (2) その他の料金
 - ① 通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合
 - ②食事の提供に要する費用
 - ③ オムツ代

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに 基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。
② 昼食の提供に 要する費用	576 円 (1 食当り 食材料費及び調理コスト) 運営規程の定めに基づく もの
③ おむつ代	実費(1 枚当り)運営規程の定めに基づくもの

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等	ア サービス提供記録利用者控えと相違無いことをご確認のうえ、請求月月末までにお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み(請求月月末まで) (イ)利用者指定口座から自動振替(※毎月20日頃) (ウ)現金支払い (請求月月末まで) イ お支払いの確認ができましたら、領収証をお渡しいたします。お手元にて保管ください。 (※医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促 から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分 をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービス提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護 認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所な どに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行います。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、当事業者が行います。実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

7 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。 医療機関への受診の際には、家族様に付き添いをお願いいたします。

※ 別紙2 緊急時連絡先及び主治医連絡先にて確認させて頂きます。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定共生型通所介護の提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険会社
責任保険	保険種類	介護社会福祉施設・賠償特約

10 非常災害対策

① 当事業所は、津波浸水想定地域内、洪水浸水想定地域に含まれております。 火災・洪水・地震等の災害に対処するための計画を策定し、年2回以上の訓練を実施します。なお、当事業所建物(5階建)は津波・洪水時の避難場所として指定を受けており、避難場所及び方法については2階以上の上層階への垂直避難を実施します。

② 大規模自然災害が発生した際は、利用者の安全確保を最優先に行うため、事業所への電話での問い合わせに応じることができません。 災害伝言ダイヤルが開設された際には、NTT災害伝言ダイヤル(171)に、事業所の状況についてメッセージを入れてお伝えする方法を取ることを定めております。

メッセージ聞き方: 171 ダイヤル⇒2 再生選択 ⇒サン未来 電話番号

087-818-1080 ⇒メッセージ情報

11 相談・苦情の受付について

- (1) 当事業所における受付機関
 - 〇 相談·苦情解決責任者 施 設 長 堀川 明紀
 - 相談·苦情受付窓口担当者 生活相談員 岩崎 祥之

受付時間 月曜日~金曜日 8:00~17:30

電話番号 087-818-1080 e-mail: sunmirai@poppy.ocn.ne.jp

〇 第三者委員

横山 明美(民生委員) 電話番号 087-841-5638 村井 久子(民生委員) 電話番号 087-841-3376

○ ご意見箱を、1階と5階EVホールに設置しております。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村(保険者)の窓口】 高松市役所 健康福祉部 介護保険課	電話番号	高松市番町一丁目8番5号 087-839-2326 8:30~17:00(土日祝は休み)
香川県健康保険団体連合会		高松市福岡町 2 丁目 3-2 香川自治会館 087-822-7453

12 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止責任者と相談受付担当者を選定しています。

虐待防止責任者	施設長	堀川	明紀
虐待相談受付担当者	生活相談員	岩崎	祥之

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための研修を定期的に実施しています。
- (5) 当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13 秘密の保持と個人情報の保護について

	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の 保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係
	事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を
	遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
	4 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、
	サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を
利用者及びその家族に関	正当な理由なく、第三者に漏らしません。
する秘密の保持について	⑤ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した
	後においても継続します。
	⑥ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密
	を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後
	においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約
	の内容とします。
	② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担
	当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利
	用者家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、
	サービス担当者会議等で利用者家族の個人情報を用いません。
	② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録
	物(紙によるものの他、電磁的記録含む。)について、善良な管理
個人情報の保護について	者の注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止す
	るものとします。
	③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内
	容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削
	除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に
	必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写
	料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
	110 = 10 2 3 0 3 1 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

14 心身の状況の把握

指定通所介護の提供にあたっては、サービス利用申し込みを受けた上で、利用者の心身の 状況、その置かれている環境等についてアセスメントを行います。更に、居宅介護支援事業 者が開催するサービス担当者会議等を通じて、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定共生型通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは 福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスの提供を完結した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 その他事項

- (1) 風邪症状 (発熱、咳、鼻閉)、明らかな体調不良 (嘔吐、下痢症状) 等感染症の疑い がある際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康状態の確認等で、体調が悪い場合には、サービス内容の変更又はサービス提供の中止をすることがあります。

18 協力医療機関

当事業所の嘱託医師 (内科)

安西内科医院 安西芳郎医師 高松市元山町 1231-13 TEL 087-866-4130 協力医療機関

医療法人社団 百石病院 高松市屋島西町 1937-1 TEL 087-843-6121 医療法人社団三恵会 木太三宅病院 高松市木太町 3836-7 TEL 087-867-3131

19 業務継続計画について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行います。

附則

この重要事項説明書は、令和5年8月1日より施行する。

附則

この重要事項説明書は 令和6年4月1日より施行する。

【 別表1 】

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

【 大規模通所介護費 Ⅱ 】

「香川県高松市 地域区分7 1単位10.14円」

	要介護度	基本単位	共生型	共生型	利用料	利用者負担額		
				単位		1割負担	2 割負担	3割負担
4 時間以	要介護 1	362		337	3, 417 円	342 円	683 円	1, 025 円
上	要介護 2	414	基本単位	385	3, 904 円	391 円	781 円	1, 171 円
5 時間	要介護 3	468	×	435	4, 411 円	441 円	882 円	1, 323 円
未満	要介護 4	521	93/100	485	4, 918 円	492 円	984 円	1, 475 円
	要介護 5	575		535	5, 425 円	543 円	1, 085 円	1, 628 円
5 時間以	要介護 1	525		488	4, 948 円	495 円	990円	1, 484 円
上	要介護 2	620	基本単位 × 93/100	577	5, 851 円	585 円	1, 170 円	1, 755 円
6 時間	要介護 3	715		665	6, 743 円	674 円	1, 349 円	2, 023 円
未満要	要介護 4	812		755	7, 656 円	766 円	1,531円	2, 291 円
	要介護 5 907		844	8, 558 円	856 円	1, 712 円	2, 567 円	
6 時間以 要介護 1 543 上 要介護 2 641	543		505	5, 121 円	512円	1,024円	1,536円	
	要介護 2	641	基本単位	596	6, 044 円	605 円	1, 209 円	1, 813 円
7 時間	要介護 3	740	× 93/100	688	6, 976 円	698 円	1, 395 円	2, 093 円
未満	要介護 4	839		780	7, 909 円	791 円	1, 582 円	2, 373 円
	要介護 5 93	939		873	8, 852 円	885 円	1, 770 円	2, 656 円
7 時間以	要介護 1	607		565	5, 729 円	573 円	1, 146 円	1, 719 円
上 8 時間 未満	要介護 2	716	基本単位 ×	666	6, 753 円	675 円	1, 351 円	2, 026 円
	要介護 3	830		772	7, 828 円	783 円	1,566円	2, 348 円
	要介護 4	946	93/100	880	8, 923 円	892 円	1, 785 円	2, 677 円
	要介護 5	1059		985	9, 988 円	999 円	1, 998 円	2, 996 円

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及 び通所介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしますが、利用者の 希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、 その日に係る通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となり ます。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を 得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに通所介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス 提供時間数が大幅に異なる(1~2時間程度の利用)場合は、当日の利用はキャンセル扱い とし、利用料はいただきません。
- ※ 利用者に対し、居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合(ご家族が送迎される場合等) は、片道につき 47 単位 476 円(利用者負担:1 割 48 円、2 割 96 円、3 割 143 円) 減額され ます。

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本	조나 모마신		利用者負担額	年中日粉生		
<u> </u>	単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等	
生活相談員配置等加算	13	131円	14円	27 円	40 円	1日につき	
入浴介助加算(I)	40	405 円	41 円	81 円	122 円	1日につき	
個別機能訓練加算(イ)	56	567 円	57 円	114円	171円	1回につき	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	183 円	19 円	37 円	55 円	1回につき	
介護職員等ベースアップ等支 援加算	所定単位 数の 11/1000	左記の単 位数×地 域区分	<u>左記の</u> 1割	<u>左記の</u> 2割	<u>左記の</u> <u>3割</u>	基本サービス費に各 種加算・減算を加え た総単位数(所定単 位数) ※介護職員等特定処 遇改善加算、介護職員 処遇改善加算を除く。	
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位 数の 12/1000	左記の単 位数×地	左記の1 割	左記の2 割	左記の3 割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員等ベースアップ等支援加算、介	
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位 数の 10/1000	域区分	ם')	- 11	B)	護職員処遇改善加算を 除く。 ※(I)又は(Ⅱ)どちら か片方を算定。	
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位 数の 59/1000	左記の単 位数×地 域区分	左記の1 割	左記の2 割	左記の3 割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算を除く。	

- ※ 入浴介助加算(I)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け 出た指定通所介護事業所が、利用者に対して通所介護を行った場合に算定します。
- ※ <u>介護職員等ベースアップ等支援加算、</u>介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。<u>介護職員等ベースアップ等支援加算、</u>介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(7級地 10.14円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

【 重要事項の説明年月日 】

<u>この重要事</u>	項説明	書の説明	年月日	:		年	月	<u>日</u>
上記内容について、	「共生型	通所介護	[]の提信	共開始に	際し、本	書面に基づ	づき重要事	事項の説明を
行いました。								
法 人 名		社会福	祉法人	瑞祥会				
代表者名				恵子	印省	`略		
指定事業		指定共	共生型通	所介護				
事業所名		障害者式						
事業所住所		高松市新						
事業所管理	者	施設县	長 堀川	明紀	印			
説明者 職	頹氏名	生活ホ	目談員	岩崎	祥之	説明者	÷ÉΠ	
DC 연기 다 시맛	111011	/ L1		40 FF)	172	D(9)	F 3	
私は、本書面に基	づいて事	事業者から	5重要事	項の説明	を受け、	「共生型通	所介護サ	ービス」の提
供開始に同意し、本説「	明書を受	:領しました	' = 0					
契約者	住 所							
(利用者)								
							_	_
	<u>氏名</u>						E	<u> </u>
家族等	ᄼ							
豕 族守	<u>住 所</u>							
(身元引受人)								
	氏 名						É	[[]
	<u> H</u>							

本人との関係